

積立定期預金規定

1. (預入れの期限等)

- (1) 積立定期預金（以下「この預金」といいます。）は、通帳記載の満期日の3か月前まで預け入れができます。
- (2) この預金の預入れは、1回100円以上とします。預入れの時は必ず通帳を持参してください。
- (3) この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。
- (4) この預金の預入れ期間は、最高15年となります。預入れ期間満了後、3か月の据置期間があります。

2. (預金の支払時期)

この預金は、満期日以降に利息とともに支払います。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当金庫所定の自由金利型定期預金（M型）利率によって計算します。ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額については、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた当金庫所定の自由金利型定期預金（M型）利率によって利息を計算のうえ元金に組入れます。

利率は、当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以降に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については変更日以降の利息計算日）から適用します。

- (2) この預金の満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

- ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

② 6 か月以上 1 年未満……前記（1）の適用利率× 50%

③ 1 年以上 3 年未満……前記（1）の適用利率× 70%

(4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

4. （規定の変更）

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

（2020 年 11 月 2 日現在）